

東京新潟県人会 年会費規則

(目 的)

第1条 会則第7条による年会費は、この規則に定めるところによる。

(年会費)

第2条 年会費は次の通りとする。

1. 個人会費

(1)本部会員	5,000 円
(2)名誉会長	30,000 円
(3)名誉顧問	30,000 円
(4)顧問	20,000 円
(5)名誉会員	10,000 円
(6)役員	
① 会長	100,000 円
② 副会長	50,000 円
③ 常務理事	20,000 円
④ 監 事	20,000 円
⑤ ※ ¹ 理 事	10,000 円
(7)青年会員(期初時30才未満)	1,000 円

※1 団体会費を納めた地区県人会・郷人会・同窓会の各会長で、理事会費の免除を申し出た場合は、これを免除する。

2. 団体会費

(1)市町村(栗島浦村以外)	50,000 円
(2)市町村(栗島浦村)	10,000 円
(3)地区県人会・郷人会	10,000 円
(4)同窓会	10,000 円
(5)企業	20,000 円
(6)同好会	10,000 円
(7)商工会議所(旧会員)	5,000 円
(6)商工会議所(新会員)	20,000 円
(6)観光協会	20,000 円
(6)上記以外	20,000 円

(会報購読費の扱い)

第3条 年会費は、会報の年間購読料を含むものとする。

(年会費の適用時期)

第4条 年会費は会計年度(4月1日～翌年3月31日)に充当する。

但し、①10月1日～12月31日の入会者の会費は定められた会費の50%とする。

②1月1日～3月31日の入会者の会費は無料とし、この期間に納められた会費は翌年度の会費に充当する。

③会計年度途中で会員種別が変更になった場合の会費は、第2条1, 2に準じて精算するものとする。

(制定・改訂日)

1 平成22年8月19日：原規則を改訂し、本規則を制定。

2 令和3年6月15日：常務理事、監事の会費を30,000円より20,000円に引き下げ。

粟島浦村の会費を20,000円より10,000円に引き下げ。

3 令和6年1月9日：本規則の条文を現状に合わせて整理・追加。

4 令和8年5月12日：「常任顧問」「名誉相談役」を削除、「顧問」を10000円から20000円に増額し「相談役」を減額吸収、「参事」を削除、「青年会員」を新設。

以 上